

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2016年度6回常任委員会 議事録

- 1 日時：2016年9月23日(金)午後4時～午後7時30分
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

3 出席者の確認

常任委員総数9名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：大西 健丞

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室長 関 泉

経済界：永井 秀哉

経済界：エディ 操 (欠席につき表決権委任：飯田委員)

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子 (欠席につき表決権委任：石井委員)

代表理事：有馬 利男 (欠席につき表決権委任：飯田委員)

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 村澤 龍

AAR：穂積 武寛

CWS：小美野 剛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

4 第一部：審議事項

- (1) 第一号議案：第5回常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。(一部分削除)

- (2) 第二号議案：新加盟団体助成カテゴリー付与について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

新規加盟団体：一般社団法人日本イスラエイド・サポート・プログラム

助成カテゴリー付与については、中立性の確認を要するため、保留とする。

- (3) 第三号議案：助成ガイドラインの改定について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。(文言の軽微な修正と書式の一部改訂)

- (4) 第四号議案：助成カテゴリーの更新について
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。(但し、保留の5団体については、事務局で確認後メール審議とする)
- (5) 第五号議案：アフガニスタン人道支援プログラムの方針変更について
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。(但し、緊急事案については、メール審議にて対応する。)
プログラム方針に、以下の2点を追加する。
・ 難民の急増に備え、緊急事態発生時に迅速に対応する。
・ 1団体が同一国で2事業（人道支援と緊急支援）を実施することを可能とする。
- (6) 第六号議案：IOMオブザーバーについて
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。
- (7) 第七号議案：今後の九州熊本事業について
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
保留。(残予算の使用法については、大枠の方向性については合意。但し個別事業をとりまとめた方針を策定し再度審議すること)

5 第一部：報告事項

- (1) 財務状況の報告
事務局より、「8月度の財務状況」について報告した。
- (2) 「共に生きる」ファンド事業について
事務局より、「NPO法人ほうらいによる福島県補助金の不正受給事件」について報告した。
- (3) イベントの主催について（福島セミナー、熊本報告会）
事務局より、2つのイベント「9/28開催 熊本地震次に求められることは？」及び「10/13開催 JPF福島支援：企業向けセミナー2016」について報告した。
- (4) 経営委員会設置について
事務局より、「経営委員会設置」について報告した。経営委員会の設置については、プロセスに対する指摘等もあり、経営委員会準備会と常任委員会との間で議論が必要な為、代表理事の決定により9/26開催予定のJPF理事会および総会は延期とし、別途両会議間で打合せを持つこととなった。

6 第二部：審議事項

- (1) 第一号議案：南スーダン支援緊急対応期にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
① PWJ: カロベエイ居住地域における南スーダン難民へのシェルター支援2（政府支援金）
承認。
- (2) 第二号議案：イラク・シリア人道危機対応にかかる事業計画の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

- ① JCCP：トルコ共和国メルスィン県におけるシリア難民生活支援事業（政府支援金）
条件付き承認。
 - ・支援の効率性を上げるため、特に以下の部分について方法・金額を精査し、支援対象者がより裨益できるよう修正のこと。
 - 1) 調査およびモニタリング
 - 2) 提携団体委託費用
 - 3) シャトルバス

- ② WVJ：シリア難民およびヨルダン人への緊急越冬支援（政府支援金）
条件付き承認。
 - ・越冬支援タスク・フォース（NF I クラスター）において、全体の方針としてキャッシュアシスタンスが推奨されている旨を確認の上、申請団体の方針を申請書に明記する。
 - ・申請案件はキャッシュアシスタンスとバウチャーによる支援を組み合わせているが、組み合わせる妥当性が十分に説明されなかった。それぞれの手法を選択した理由を説明する。

- ③ JEN：イラク国内避難民に対する水衛生・住環境改善支援事業（政府支援金）
再提出。

- ④ AAR：イスタンブール市におけるシリア難民に対する情報提供・個別支援（政府支援金）
条件付き承認。
 - ・現行事業にてコミュニティセンターを運営しているシャンルウルファ県と、事業予定地であるイスタンブール県では難民コミュニティの性格が異なる。このため、円滑なセンターの開設・運営にあたり、提携NGOであるSupport to Life（STL）を含む現地CBOの活用方法を明確にし、効果的な連携を行う旨を申請書内に明記する。

7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 「共に生きる」ファンド第29回収支報告書調査結果
- ③ 事業計画変更の報告
- ④ JPF事務局審議結果の報告
- ⑤ 固定資産処理の報告
- ⑥ 終了報告書審議結果の報告

(2) 次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2016年度第7回常任委員会：2016年10月19日（水）16時より 魏町GN安田ビル4F

2016年度第8回常任委員会：2016年11月17日（木）16時より 魏町GN安田ビル4F

2016年度第9回常任委員会：2016年12月20日（火）16時より 魏町GN安田ビル4F

2016年度第10回常任委員会：2017年1月19日（木）16時より 魏町GN安田ビル4F

2016年度第11回常任委員会：2017年2月16日（木）16時より 魏町GN安田ビル4F

2016年度第12回常任委員会：2017年3月16日（木）16時より 魏町GN安田ビル4F

以上